

目 次

第1章 総則

第1条 約款の適用

第2条 約款の変更

第3条 用語の定義

第2章 加入契約

第4条 加入契約の単位

第5条 加入契約の成立

第6条 加入申込みの撤回等

第7条 最低利用期間

第7条の2 定期契約期間

第8条 解約

第9条 停止及び解除

第3章 サービス

第10条 当社が提供する放送サービス

第11条 放送サービスの変更

第12条 一時停止及び再開

第4章 料金等

第13条 料金の適用

第14条 同時加入に伴う利用料の割引

第15条 一時金

第16条 利用料

第17条 債権譲渡

第18条 端数処理

第19条 割増金

第20条 延滞処理

第21条 期限の利益の喪失

第5章 施設等

第22条 施設の設置及び費用の負担等

第23条 設置場所の変更

第24条 施設の設置場所の無償使用等

第25条 機器の貸与

第26条 他の放送サービスの機器等の貸与

第26条 追加の簡易 STB の使用

第27条 維持管理責任の範囲

第28条 施設の故障に伴う費用負担

第6章 損害賠償

第29条 放送内容の変更

第30条 免責

第7章 IC カード

第31条 B-CAS カードの取扱い

第32条 C-CAS カードの貸与

第33条 C-CAS カードの紛失

第34条 C-CAS カードの再発行

第35条 C-CAS カードの返却

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

第8章 雑則

- 第36条 禁止事項
- 第37条 契約者の氏名等の変更
- 第37条の2 契約者の地位の承継
- 第38条 加入申込の所要事項の変更
- 第39条 契約者に係る個人情報の取扱
- 第40条 合意管轄
- 第41条 言語
- 第42条 定めなき事項

第9章 附帯サービス

- 第43条 デジタル放送サービス
- 第44条 J:COM オンデマンドサービスの利用について
- 第45条 録画機能付 STB について
- 第46条 PPV 等の視聴
- 第47条 その他機能

クレジットカード支払に関する特約

預金口座振替規定

モバイル決済受付端末の利用について

別記1（第7条、第15条関係）別に定める特定事業者

別記2（第46条関係）PPV等の個別視聴申込方法

別記3（第13条関係）料金の支払い方法

別記4（第39条関係）委託放送事業者

別記5（第15条関係）別に定める協力事業者

料金表

1. 加入契約料
2. 利用料（月額）
3. 工事費
4. 損害金
5. 手続きに関する料金
6. 同時加入に伴う基本番組利用料の割引（月額）

附則

第1章 総則

第1条 約款の適用

JCOM マーケティング株式会社（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）（以下「当社」といいます）は、この JCN テレビ加入契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます）及び当社が別に定めるところにより、当社が設置する有線電気通信設備によるサービス（付帯するサービスを含みます）を提供します。

第2条 約款の変更

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の約款 によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

3 約款変更その他当社の申し出により契約者にとって不利益な内容を含む契約条件の変更を行う場合、当該変更の内容（放送法（昭和 25 年法律第 132 号）又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の適用がある場合には、放送法第 150 条又は電気通信事業法第 26 条第 1 項における提供条件の概要を含みます。）につき、契約者に対し、当社の判断により、法令に従い、個別の通知及び説明に代えて、事前に、文書、ダイレクトメール等の広告物、電子メール、または当社ホームページ上の表示により、当該変更内容を通知または周知することがあります。

第3条 用語の定義

この約款において使用する用語は、放送法（以下「法」といいます）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 有線テレビジョン放送サービス	アナログ放送サービス及びデジタル放送サービスを総称していいます。（以下「放送サービス」といいます）
2 テレビ加入契約	当社の放送サービスの提供を受けることを目的として締結される加入契約（以下「加入契約」といいます）
3 集合住宅契約	共同住宅、集合住宅（2 以上の複数世帯が入居可能なアパート、マンション等の賃貸又は分譲住宅で当社が判断するもの）に当社施設の設置（導入）を行うための基本となる契約。
4 契約者	当社と加入契約を締結した者
5 加入申込者	当社に加入契約の申込みをした者
6 PPV 等	課金単位が 1 の放送番組又は一日となっている有料の放送サービス
7 セットトップボックス	デジタル放送サービスを視聴するために必要なデジタル方式による受信機器（以下「STB」といいます）
8 録画機能付 STB	録画機能が付いた STB。録画機能付 STB に加え、DVD（以下「録画機能・DVD 付 STB」といいます）及びブルーレイ（以下「録画機能・ブルーレイ付 STB」といいます）が付加されたものがあります。
9 機器等	STB 及びリモコンその他付属品をいいます。
10 IC カード	STB に常時装着されることにより、STB を制御し、契約者の視聴履歴を記録する為の IC を組み込んだカード
11 B-CAS カード	地上デジタル、BS デジタル放送用 IC カード
12 C-CAS カード	デジタルサービス用 IC カード
13 VOD サービス	契約者の要求に応じて当社のネットワーク網などを使用して映像その他コンテンツ（以下「コンテンツ」といいます）の配信を受けるサービス

第2章 加入契約

第4条 加入契約の単位

加入契約は、加入世帯ごと又は事業所ごとに行います。

第5条 加入契約の成立

加入契約は、加入申込者が予めこの約款を承認し、当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することを申込みとし、当社がこれを承諾することにより成立するものとします。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

2 当社は、前項の規定において基本番組利用料3（スマイル65）の加入申込みを受ける場合には、サービスの提供条件（加入申込者本人が65歳以上、又は同居している者が65歳以上）を満たしていることを確認させていただきます。また、その場合は、住所、氏名、並びに年齢が確認できる身分証の提示を求めます。

3 当社は第1項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。又、当社は承諾後においても次の各号に該当する事実が判明した場合には、違約の責めを負うことなくその承諾を取り消すことができるものとします。

(1) 当社のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合。

(2) 加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことなどがあるなど本約款上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合。

(3) 加入申込者が当社に通知した所要事項に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号及び符号情報等の相違・記入漏れ等をいいます）がある場合。

(4) 加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合。

(5) 加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合。

(6) 料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合。

(7) 加入申込者がこの約款に違反する恐れがあると認められる場合。

(8) 加入申込者が本約款で規定するサービス以外の当社が提供するサービスの利用により発生する自己に課せられた債務の履行を怠ったことなどがある場合。

(9) その他、当社の業務に著しい支障がある場合。

4 有料番組（PPV等は除きます）を利用する場合には、契約者は、有料番組ごとに申し込んでいただきます。ただし、一部の有料番組の会社が定める所定の様式に記入する場合は、電話等により当社に申し込むことができるものとします。

5 一部の有料番組及びPPV等については、二十歳未満の契約者、学生の契約者は利用できないことがあります。

6 有料番組の利用については、別に定める「有料番組サービスの料金に関する規約」（以下「有料番組規約」といいます）に同意の上、申し込みを行うものとします。

7 当社は、本人性及び年齢の確認の為身分証の提示を求めた場合、加入申込者及び契約者はこれに応じるものとします。

第6条 加入申込みの撤回等

加入申込者は、加入申込後、引込工事、宅内工事等が完了する前または、工事完了日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みを撤回又は当該契約の解除を行うことができます。（PPV等は除きます）

2 前項の規定による加入契約の申込みの撤回等は、同項の文書を受領したときにその効力を生じます。

3 第1項の規定により加入契約の申込みの撤回等を行なった者は、実際に支払った加入契約料の還付を請求することができます。ただし、予め加入申込みの撤回をする意思をもって加入契約の申込みを行なった場合等、加入契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。

4 加入契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、また完了済みの場合には契約者はその工事に要した費

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

用の全ての費用を負担するものとします。

第7条（削除）

第7条の2 定期契約期間

放送サービスの基本番組利用料3には、次に定める定期契約期間があります。

(1) 戸建住宅にお住まいの場合

(ア) スマイル65契約は、サービスの提供を開始した日の属する月を1と起算して24ヶ月間。

(イ) もっととく得パック契約は、サービスの提供を開始した日の属する月を1と起算して36ヶ月間。

(ウ) とく得パックミニ契約は、サービスの提供を開始した日の属する月を1と起算して24ヶ月間。

(2) 共同住宅、集合住宅にお住まいの場合

(ア) スマイル65契約は、サービスの提供を開始した日の属する月を1と起算して12ヶ月間。

(イ) もっととく得パック契約は、サービスの提供を開始した日の属する月を1と起算して24ヶ月間。

(ウ) とく得パックミニ契約は、サービスの提供を開始した日の属する月を1と起算して12ヶ月間。

(3) バルク契約物件にお住まいの場合

(ア) でじたる一む とく得パックミニ契約（PlanB ライト物件にお住まいの場合）は、サービスの提供を開始した日の属する月を1と起算して12ヶ月間。

(イ) でじたる一む とく得パックミニ契約（PlanD 物件にお住まいの場合）は、サービスの提供を開始した日の属する月を1と起算して12ヶ月間。

2 契約者は、満了月若しくは満了月の翌月（以下「更新期間」といいます。）以外に解約若しくは加入契約の解除があった場合には、契約の解除の日の属する月の翌月末までに一括で、料金表の定めにより解除料を支払っていただきます。

3 当社は、第9条（停止及び解除）の規定により、当社が加入契約を解除する場合には、前項の適用はしません。

4 当社は、定期契約が満了した場合には本約款を更新します。ただし、更新期間に解約の申し出があった場合は、この限りではありません。

5 契約者が、解約若しくは加入契約の解除の後に、再度加入申込を行った場合は、新たに本条を適用するものとします。

第8条 解約

契約者は加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の10日以上前に当社指定書式により当社にその旨申し出るものとします。

2 契約者は解約の場合、第16条（利用料）の規定による利用料を含む全ての料金（解約月の月額利用料も含む）を当該解約の日の属する月の翌月末までに精算するものとします。

3 解約の場合、加入契約料の払い戻しはいたしません。

4 解約の場合、当社はサービスの提供を停止するとともに、契約者の最寄りのタップオフまたはクロージャーから保安器または光回線終端装置（以下「ONU」といいます）までの引込工事負担金（以下「引込工事費」といいます）に係る施工部分及び機器等を撤去し、契約者は、別に定める加入契約解除に伴う工事費を支払うとともに、撤去に伴う契約者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を自己の負担にて行うものとします。

5 契約者は本条に定める解約、及び第9条（停止及び解除）に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表に定める損害金を請求します。

第9条 停止及び解除

当社は、契約者において加入契約に基づく料金支払債務及び加入約款以外に基づき契約者が当社に支払うべき金銭債務の全部又は一部の支払いが遅延した場合、これらの支払いを怠る恐れがある場合、又はこの約款に違反する行為があったと認められる場合及びその恐れがある場合は、契約者に催告した上でサービスの提供を停止あるいは加入契約を解除することができるものとします。尚、停止の場合は第12条（一時停止及び再開）の規定を、解除の場合は第8条（解約）の規定に準じて取り扱います。この場合、当該停止に関し、当社は、契約者になんらの責任をも負担しないものとします。

2 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告しないで、サービスの提供

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

を停止すること、また、催告しないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。

3 当社は、当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供に係る当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に契約者に通知するものとします。

4 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている契約者については、集合住宅契約が終了した場合は、加入契約も当然に終了するものとします。この場合、当社は契約者になんらの責任をも負担しないものとします。

第3章 サービス

第10条 当社が提供する放送サービス

当社は契約者に対しそのサービス区域内で、次の放送サービスの提供を行いません。なお、放送サービスの一部又は全部を変更若しくは終了することがあります。

(1) アナログ放送サービス

放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送及び超短波放送のうち当社が定めた放送の同時再送信サービス、ならびに当社による自主放送サービス。

(2) デジタル放送サービス

(ア) デジタル基本番組サービス

放送法第2条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送、データ放送及びラジオ放送のうち、当社が定めた放送の同時再送信サービス、ならびに次号のデジタル有料番組サービスを除く当社による自主放送サービス。

(イ) デジタル有料番組サービス

放送法第2条に定める「委託放送事業者」が行なう有料放送サービス。ただし、デジタル有料番組サービスはデジタル基本番組サービスをご利用いただく場合に限りご利用いただけます。なお、デジタル有料番組サービスは、別に定める有料番組規約により提供するものとします。

(3) 緊急地震速報サービス

別に定める規約により提供するものとします。

(4) その他サービス

当社が別途定めるその他のサービス

第11条 放送サービスの変更

契約者は、放送サービスの変更を申込みことができます。変更の申込みは月単位とします。

2 放送サービスの変更の場合には、第5条（加入契約の成立）の規定に準じて取り扱います。ただし、変更の申込方法は当社が定める方法とします。この場合、当社は、変更申込者に承諾内容を確認する書類を交付することがあります。

3 変更の申込みを当社が承諾し、工事を行った場合、契約者は、別に定める工事費を支払っていただきます。

4 当社は、契約者の支払遅延等契約者に事情がある場合には、変更を承諾しない場合があります。

第12条 一時停止及び再開

契約者は、当社が提供する放送サービスの一時停止又はその再開を希望する場合は、当社に所定書式によりその旨を申し出るものとします。一時停止の場合は希望日の10日以上前に申し出るものとします。この場合、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の利用料は、別に定めません。

2 前項の一時停止期間は、1ヶ月単位を基本とし、最長6ヶ月とします。期間が満了した場合は当然にサービスが再開されるものとします。

3 一時停止期間終了後、放送サービスを再開した日の属する月から6ヶ月を経過していない場合は、一時停止は出来ないものとします。

4 当社は、加入世帯ごと又は事業所ごとに、一時停止及び再開を取扱います。

5 料金表で定める基本番組利用料1を利用中で、最低利用期間の1年を経過していない場合は、一時停止

は出来ないものとします。

第4章 料金等

第13条 料金の適用

当社が提供するサービスの料金は、利用料（PPV等の利用料を含みます）、附帯サービスに関する料金、手続きに関する料金、工事費等とし、料金表に定めるところによります。

2 料金の支払い方法は、当社が別に定めるところによります。

第14条 同時加入に伴う基本番組利用料の割引

当社は次に定める条件をすべて満たす場合、料金表に定める利用料の割引を適用するものとします。

- (1) 第16条（利用料）の規定に従い基本番組利用料及びデジタル基本番組利用料の支払いがおこなわれている。
- (2) 契約者は、当社が提供する JCN インターネット加入契約若しくは J:COM PHONE プラス契約又はケーブルプラス電話契約について、一方又は両方加入し基本番組利用料の支払いがおこなわれている。
- (3) 本サービスの契約者と(2)で定める契約の契約者が同一である。
- (4) 本サービスの加入契約と(2)で定める契約で利用する施設が同一である。
- (5) 本サービスの料金の支払いと(2)で定める契約の支払が同一である。

2 前項の適用は1の契約に限り1の適用に限ります。

3 基本番組利用料を日割りにて請求する場合は、利用料の割引についても日割りで適用するものとします。

第15条 一時金

契約者は、料金表に従い、工事費、損害金、手続きに関する料金、延滞手数料を当社に支払うものとします。ただし、当社は、放送サービスの加入促進、デジタル化の促進を目的として、料金表に定める工事費を、減額することがあります。

2 加入契約解約後の再加入契約の場合でも、前項の規定に準じて取扱います。

3 当社のサービス提供区域内における転居による契約者からの申告又は、加入申込者の申告による別に定める特定事業者からの申告及び放送法第2条に定める「放送事業者」から別に定める協力事業者を通じた申告により、当社に加入申込をする場合は、本条第1項の規定にかかわらず、料金表の引込・宅内工事費を適用しません。

第16条 利用料

契約者は料金表に定める利用料を、以下の起算日から当社に支払うものとします。

サービス	起算日
(1) デジタル放送サービス	
(ア) デジタル基本番組利用料	デジタル基本番組サービスを受け始めた日の翌日からデジタル基本番組利用料を毎月支払うものとします。
(イ) デジタル有料番組利用料	デジタル有料番組のサービスを受ける場合は、サービスの提供を受け始めた日の属する月からデジタル有料番組利用料を毎月支払うものとします。 なお、デジタル有料番組利用料については、別に定める有料番組規約により提供するものとします。
(2) 緊急地震速報サービス端末利用料	緊急地震速報サービスのサービスを受け始めた日の属する月から端末利用料を毎月支払うものとします。
(3) その他のサービス利用料	当社と契約者が別途合意によるサービスを受ける場合には、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月からサービス料等を毎月支払うものとします。

ます。

2 当社が、第10条（当社が提供する放送サービス）に定めるサービスのうち、契約者が契約しているサービスの全てにつき、月のうち継続して10日間以上提供しなかった場合は、当該月分の利用料は、無料とします。ただし、天災地変その他当社の責に帰すことのできない事由によるサービスの停止の場合は、この限りではありません。

3 日本放送協会（NHK）の定めによるテレビジョン受信料（衛星放送受信料を含みます）は、当社が設定した利用料には含まれておりません。

第17条 債権譲渡

契約者は、当社が有する、契約者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

第18条 端数処理

当社は、料金その他のお支払いについて、暦月に従って発生した料金額等に、消費税相当額を加算して計算します。ただし、損害金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。

2 料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

3 実際の請求金額と料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります。

第19条 割増金

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第20条 延滞処理

契約者は、料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払いがない場合で、翌月分とあわせてお支払いいただくこととした翌月の支払期日を経過してもなおお支払いがない場合（当社が支払いを確認できない場合を含みます）には、別に定める延滞手数料を加算して当社に支払っていただきます。

2 前項の延滞処理にもかかわらず、契約者は、料金その他の債務（延滞手数料は除きます）について、支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、第1回目支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利14.5%（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合とします）の割合で計算した額を遅延損害金として当社に支払っていただきます。

第21条 期限の利益の喪失

契約者は料金その他の債務について一部でも履行を遅延したときは、当社の請求により当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務の弁済をして頂きます。

第5章 施設等

第22条 施設の設置及び費用の負担等

当社は、放送センターから受信機までの施設（以下「本施設」といいます）のうち、放送センターから保安器またはONUまでの施設（以下「当社施設」といいます）の設置に要する費用を負担し、これを保有するものとします。ただし、契約者は契約者の最寄りのタップオフまたはクロージャールから保安器またはONUまでの引込工事負担金（以下「引込工事費」といいます）を負担するものとします。

2 契約者は保安器またはONUの出力端子からテレビ受信機までの施設（以下「契約者施設」といいます）の設置工事に要する費用（以下「宅内工事費」といいます）を負担し、契約者施設の内当社が貸与する機器を除いたものを所有するものとします。

3 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける契約者については別途協議するものとします。

4 当社がこの約款にしたがって放送サービスを提供するために必要な工事の施工は、当社又は当社の指定する業者が行なうものとします。

第23条 設置場所の変更

契約者は、次の場合に限り引込線及び機器等の設置場所を変更できるものとします。

(1) 変更先が同一敷地内の場合

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

(2) 変更先が、当社がサービスを提供している区域内であり、技術的に可能な場合

2 契約者は、前項の規定により引込線及び機器等の設置場所を変更しようとする場合は、当社所定の書式によりその旨申し出るものとします。ただし、移転の工事は当社又は当社の指定する業者が行なうものとします。

3 契約者は、第 22 条（施設の設置及び費用の負担等）の規定にかかわらず設置場所移転に要する全ての費用を負担するものとします。

第 24 条 施設の設置場所の無償使用等

契約者は、当社又は当社の指定する業者が当社施設の設置、検査、修理等を行なうため、契約者の所有又は占有する敷地、家屋、構築物等への出入りについて便宜を供与するものとします。

2 契約者は、施設の設置について、地主、家主その他利害関係人があるときは予め必要な承諾を得ておくものとします。また、このことに関し後日苦情が生じたときは、契約者は責任をもって解決するものとします。

第 25 条 機器等の貸与

当社は、契約者にサービスごとに料金表に定める機器等を貸与します。

2 契約者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。

3 契約者は故意又は過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理に係る実費相当分を、また、紛失及び修理不能による場合は、第 8 条（解約）で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

4 契約者は、当社が必要に応じて行なう場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。

5 当社がこの約款に基づいて貸与する機器等、及び設置する設備に必要な電気は契約者から提供していただきます。

第 26 条 追加の簡易 STB の使用

デジタル放送サービスの契約者は、追加の地上デジタル放送及び BS デジタル放送のみを視聴できる簡易 STB サービスの使用を申し出ることが出来ます。

2 当社が承諾し、前項の機器等の設置をおこなった場合には、契約者は、それに要した費用を負担するものとします。

3 前 2 項の追加をおこなった場合の当該機器等の利用料は、料金表に定めます。

4 契約者は、デジタル放送サービスを解約した場合、追加の簡易 STB の使用について、第 8 条（解約）で規定に準じて、直ちに機器等を当社に返却するものとします。

5 契約者は、使用上の注意事項を厳守して当該機器等の維持管理をするものとします。

6 契約者は故意又は過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理に係る実費相当分を、また、紛失及び修理不能による場合は、第 8 条（解約）で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

7 追加の簡易 STB による VOD サービス及び PPV 等は視聴できません。

第 27 条 維持管理責任の範囲

当社の維持管理責任の範囲は、当社施設とします。なお、契約者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービスの、全部又は一部が停止することがあること、これにより、当社は契約者に対しなんらの責任をも負担しないこと、当該停止期間中における契約者の当社に支払うべき料金等が免除又は減額されないことを承認するものとします。

2 契約者の維持管理責任の範囲は、契約者施設とします。

第 28 条 施設の故障等に伴う費用負担

当社は、契約者から当社が提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が契約者施設による場合は、契約者は、その修復に要する費用（修復を伴わない場合は派遣に要した費用）の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

2 契約者は、契約者の故意又は過失により当社施設（当社機器等を含みます）に故障また損害が生じた場

合は、この修復に要する費用の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

第6章 損害賠償

第29条 放送サービス内容の変更及び終了

当社は、放送サービス内容を変更又は終了することがあります。なお、変更又は終了によって起こる損害の賠償には応じません。

第30条 免責

放送サービス及び加入契約に関し、当社が契約者及び加入申込者に対し負担する責任は、いかなる場合であれ、第7条（最低利用期間）にて定める最低利用期間の解除料の合計金額を限度とする損害賠償責任に限られ、これ以外は何らの責任をも負担しないものとします。なお、次に該当する場合には、当該損害賠償責任は発生しないものとします。

- (1) 天災地変その他当社の責に帰さない事由等により放送サービスの提供の中止を余儀なくされた場合
- (2) 当社の責に帰さない事由又は受信障害により放送サービス内容の全部又は一部に画面症状（画像の劣化、ブロック状のノイズ、画面の停止、受信不能等の症状をいいます）が発生した場合
- (3) 当社の責に帰さない事由等により機器が正常に動作しなかったことにより不具合が生じた場合
- (4) 落雷など当社の責に帰さない事由等により、当社施設に接続された契約者施設及びテレビ受信機等が損害した場合。
- (5) 放送サービスの一部又は全部を変更若しくは終了する場合。
- (6) 録画機能付 STB 及び STB 又は録画機能付 STB に接続する契約者所有のデジタル録画機器等の利用について、録画再生機能の不具合及び録画物等（蓄積、挿入されたデータすべてをいいます。以下同じとします）の消失、破損等が生じた場合。また、機器の交換や撤去を行った際に、録画物等が消失した場合。

2 前項の規定にかかわらず、録画機能付 STB の録画機能が利用できなかった場合の損害賠償責任は、料金表で定める基本番組利用料 1 又は録画機能付 STB の追加利用料金額（契約者が契約締結しているサービスの利用料金額に限る）を限度とする損害賠償責任に限られ、これ以外は何ら責任をも負担しないものとします。ただし、次に該当する場合には、当該損害賠償責任は発生しないものとします。

3 当社は、サービス利用により発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害、及びサービスを利用できなかったことにより発生した契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害に対し、いかなる責任もおわないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

第7章 IC カード

第31条 B-CAS カードの取扱い

STB に挿入される B-CAS カードに関する取扱いについては、契約者と株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。尚、B-CAS カード再発行費用については料金表の定めによります。

第32条 C-CAS カードの貸与

当社は、デジタル放送サービスの契約者に、C-CAS カードを STB1 台に 1 枚を貸与します。

- 2 C-CAS カードの所有権は、当社に帰属するものとし、契約者は、第8条（解約）及び第9条（停止及び解除）の規定により解約又は当社が行なう契約の解除を行なうまで、STB に常時装着された状態で、使用し、善良なる管理者の注意義務をもって C-CAS カードを管理しなければなりません。
- 3 契約者の責めによらない C-CAS カードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合及び、当社の判断による場合は、当社は、C-CAS カードを交換することがあります。
- 4 契約者は、C-CAS カードの貸与、譲渡、質入れその他の処分等を行うことは出来ません。
- 5 契約者は、次の各号を行なうことは出来ません。
 - (1) C-CAS カードの複製・翻案、及び改造・変造・改ざん等のカードの機能に影響を与えること。
 - (2) C-CAS カードを日本国外に輸出又は持ち出すこと。

第33条 C-CAS カードの紛失等

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

契約者は、C-CAS カードを紛失し又は盗難にあった場合は、当社にその旨を速やかに届出なければなりません。

2 当社は、届出を受理した場合においては、速やかに当該 C-CAS カードを無効とします。ただし、届出が受理される以前に、第三者により C-CAS カードが使用された場合は、PPV 等に係る料金は契約者の負担となります。

第 34 条 C-CAS カードの再発行

当社は、C-CAS カードを再発行することを適当と認めた場合に限り、その再発行を行なうものとします。この場合、契約者は、料金表に定める C-CAS カード再発行手数料を支払わなければなりません。

第 35 条 C-CAS カードの返却

契約者は、第 8 条（解約）及び第 9 条（停止及び解除）の規定により解約又は当社が行なう契約の解除を行なう場合は、当社に対し C-CAS カードを直ちに返却しなければなりません。

第 8 章 雑則

第 36 条 禁止事項

契約者は、当社が提供するサービスを、第三者に記録媒体・配線等により供給することは無償・有償にかかわらず禁止します。

2 契約者は、加入契約に定める台数を超える受信機等を接続することができません。

3 前項に違反した場合、契約者は違反した台数につき加入契約に基づくサービスの提供の始期に遡り、契約したのものとして当該利用料を当社に支払うものとします。

4 当社の放送サービスの視聴を可能にする目的で、当社が設置した設備、機器以外の、不正な機器等を使用すること、本来のサービスの利用の目的以外で、当社の機器等を使用することができません。

5 契約者が契約に基づいてサービスを受ける権利は、譲渡することができません。

第 37 条 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきます。

第 37 条の 2 契約者の地位の承継

相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後相続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出て頂きます。

2 前項の場合に、相続人が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人のうちの 1 人を代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第 38 条 加入申込の所要事項の変更

契約者は、申込時に通知した所要事項について変更がある場合には、当社が指定する方法により当社に申し出るものとします。

第 39 条 契約者に係る個人情報の取扱

当社は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）、放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成 16 年総務省告示第 696 号）及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年総務省告示第 695 号）に基づくほか、当社が別途掲示する個人情報保護ポリシー及びこの約款の規定に基づいて、契約者の個人情報を適切に取扱うものとします。

2 当社は契約者の個人情報を次に掲げる目的のために利用するものとします。

- (1) 契約者の確認、サービスを提供するための工事の施工等の業務、サービスのメンテナンス、変更・解約等に関する諸手続き、番組誌等の送付、及び料金請求や収納業務などのため。
- (2) 契約者の視聴状況や個人情報の集計・分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、あるいはアンケート調査及びその分析を行い、新規サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図るため。

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

- (3) 契約者に電子メール、郵便等により、又は電話することにより、当社の各種サービス、又は業務提携先などの商品やサービス等の情報を提供するため。尚、契約者は別途定める方法で届出ることにより、これらの取扱いを中止させたり、再開させたりすることができるものとします。
 - (4) 契約者から個人情報の取扱いに関する同意を得るために、電子メール、郵便等により連絡し、又は電話するため。
 - (5) 契約者との電話応対時に通話録音することにより、お問い合わせ内容・ご意見・ご要望等を正確に把握しサービスの向上を活かすため、及び応対品質の向上を図り顧客満足度を高めるため。
 - (6) 上記(1)～(5)の他、契約者から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあってはその限りではないものとします。
- (1) 法令に基づく場合。
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 4 当社は、契約者の加入契約の解約日より7年を限度として、第2項(1)～(5)に定める利用目的のために個人情報を取扱うものとします。但し、契約者であったときのサービスの利用に係る債権・債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合には7年の限度を超えて利用することができるものとします。
- 5 当社は、第2項に規定する利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を業務委託先に預託することができるものとします。
- 6 当社は、次に掲げる場合を除き、第三者に個人情報を提供しないものとします。
- (1) あらかじめ本人の同意を得た場合。
 - (2) 契約者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関に個人情報を開示する場合。
 - (3) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第218条（裁判官の発する令状による差押等）その他、同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には当該処分の定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が満たされている場合。
 - (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）で認められている場合。
 - (5) 第17条（債権譲渡）に定める債権譲渡のために、必要な範囲で債権の譲渡先に個人情報を開示、提供する場合。
 - (6) 別に定める委託放送事業者によるサービス提供、サービスレベルの維持・向上のためのアンケート調査の実施とその分析、及び各種サービス又は委託提携事業者の提携先の商品・サービス等の情報の電子メール・郵便・電話等による提供のため。

第40条 合意管轄

放送サービス及び加入契約に関し、当社と契約者との間に紛争が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所及び東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

第41条 言語

この約款の適用及び解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力を持たないものとします。

第42条 定めなき事項

本約款に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は本約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

第43条 デジタル放送サービス

当社は、デジタル放送サービスの内容及び放送時間を原則として当社の指定する EPG(電子番組表)により提供するものとします。ただし、EPG(電子番組表)により提供する内容及び放送時間は、変更される場合があります。

2 当社は、内容及び放送時間の相違、間違いならびに変更によっておこる損害の賠償には応じません。

第44条 J:COM オンデマンドサービスの利用について

J:COM オンデマンドサービスは、当社のデジタル放送サービスの契約者に限り利用することができます。ただし、地域事情、建物（配線）、STB（双方向サービスの提供が可能な STB）等の状況により利用できない場合があります。

2 J:COM オンデマンドサービスは別に定める規約により提供するものとします。

第45条 録画機能付 STB について

録画機能付 STB は、当社のデジタル放送サービスのうち料金表に記載の条件に合致するコース契約者に限り利用することができます。

2 契約者は、録画機能付 STB を利用する場合には、第5条（加入契約の成立）の規定に準じて取り扱います。

3 録画機能付 STB には、第7条（最低利用期間）第4項及び同条第6項で規定する契約があります。

4 当社が別に定める録画機能付 STB を利用し、かつ、双方向機能が利用できる環境の契約者については、本サービスとあわせ、携帯電話を用いたリモート録画予約機能を利用することが出来ます。本リモート録画予約機能を利用するには、以下の方法があります。

（1） JCOM 株式会社が運営する MY J:COM 番組表を利用する方法。この場合、サイト内に掲載の「ご利用ガイド」に従っていただきます。

5 前項の他に、携帯電話を用いたリモート録画予約機能を利用するにあたり、以下の項目についても予め承認していただきます。

（1） ご利用の携帯電話の機種によりサービスが利用できない場合があること。

（2） サービスを利用する上で必要となる、機器 ID、機器 ID 認証パスワードの使用および管理についてすべての責任を負うものとします。ただし、契約者が設定した機器 ID 認証パスワードを失念した場合は、直ちに当社に申し出るものとし、当社の指示に従っていただきます。

6 当社の責めに帰すべき事由により、録画機能を利用できない状態が、10 日以上連続したときは、その契約者の損害を料金表に定める録画機能付 STB の追加利用料金額（契約者が契約締結しているサービスの料金に限る。）を上限として、契約者に賠償します。

第46条 PPV 等の視聴

PPV 等の視聴は、デジタル放送サービスの契約者（以下この条において同じとします）に限り利用することができます。ただし、地域事情、建物（配線）状況により利用できない場合があります。

2 契約者は、PPV 等を利用する場合には、課金単位ごとに別に定める方法により個別の申込みを行なわなければならない。

3 前項の申込みを行なった場合においては、契約者は、その申込みの撤回を行なうことは出来ません。

4 課金単位ごとの料金は、この約款規定の料金に従って EPG（電子番組表）により確認することができます。

5 契約者宅に設置した当社の機器及び IC カードを通じて、契約者以外のものが第1項の申込みを行なった場合でも、契約者はその利用に係る料金の支払義務を負います。

第47条 その他機能

STB の双方向機能は、別に定めるものとします。ただし、この機能は地域事情、建物（配線）状況により利用できない場合があります。

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

1. 契約者は、契約者が支払うべき当社の提供するサービスの利用料、工事費等の一切の債務を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払います。
2. 契約者は、契約者から申し出をしない限り継続して前項と同様に支払います。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行会社の指示により、契約者が届出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求した場合も前項と同様に契約者は支払います。
3. 契約者は、当社に届出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除されても、異議を申し立てないこととします。

預金口座振替規定 ※ゆうちょ銀行支払いは除きます。

1. 契約者は、契約者が支払うべき当社の提供するサービスの利用料、工事費等の一切の債務について、当社から銀行、信用金庫、信用組合、農協等（以下「銀行」といいます。）に請求書が送付されたときは、契約者に通知することなく、請求書記載の金額を預金口座から引落しのうえ支払うことを承諾します。この場合、契約者は、預金規定又は当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書の提出又は小切手の振出しはしないこととします。
2. 契約者は、銀行が預金口座からの引落日（以下、振替日といいます。）において請求書記載金額が預金口座から払い戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超える場合、契約者に通知することなく請求書を返却すること、また振替の指定日以降に再度振替えることを承諾します。
 - (1) 契約者は、預金口座振替を解約するときは、銀行に書面により届出ます。なお、この届出がなく長期間にわたり当社から請求がない等相当な理由がある場合、契約者から特に申し出が無い限り銀行は預金口座振替が終了したものとして取扱うことを承諾します。
 - (2) 契約者は、振替日に変更された場合は、請求書に記載された日をもって処理することを承諾します。
 - (3) 契約者は、サービスの追加又は変更があった場合も、本規定が適用されることを承諾します。
契約者は、この預金口座振替について紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行に異議を申し立てないこととします。

モバイル決済受付端末の利用について

加入申込者は、加入申込者が支払うべき当社の提供するサービスの利用料、工事費等の一切の料金を支払う決済情報として、加入申込者が指定するクレジットカード情報またはキャッシュカード情報について以下のとおり同意するものとします。

- (1) 加入申込者は、加入申込者が支払うべき当社の提供するサービスの利用料、工事費等の一切の料金を、上記クレジットカード支払に関する特約又は預金口座振替規定に同意のうえ、モバイル決済受付端末を利用して登録したクレジットカード又は預金口座振替にて支払います。
- (2) 加入申込者は、モバイル決済受付端末を利用しない場合、当社が指定する書面にてクレジットカード情報又は口座振替情報を登録するものとします。
- (3) 加入申込者は、モバイル決済受付端末を利用する際、金融機関への本人確認を目的として加入申込者の指定したキャッシュカードの暗証番号の入力を行うものとします。
- (4) 加入申込者は、モバイル決済受付端末を利用した際の伝票（お客様控）を、保管するものとします。

別記1（第7条、第15条関係）別に定める特定事業者

JCOM マーケティング株式会社、株式会社ケーブルネット下関

別記2（第46条関係）PPV等の個別視聴申込方法

1. 申込方法

テレビ画面上で表示される指示に従って行なっていただきます。

2. 撤回

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

「決定」したあとは申込みの撤回はできなくなります。

3. その他

当社は、電気通信回線を通じて視聴データを回収します。

別記3（第13条関係）料金の支払方法

1. 契約者は、料金について、支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。
2. 契約者は、各月の放送サービス料金及び工事費等を金融機関の預金口座振替による方法で、当社の定める期日までに毎月支払うものとします。
3. 前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、契約者は銀行振込又は当社が定めるその他の方法で支払うことができますが金融機関等に係る振込手数料は、契約者の負担とします。
4. 契約者は当社が放送サービス料金及び工事費等の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。
5. 当社が必要であると判断した場合、前項で定めた収納代行会社を契約者に通知なく変更できるものとし、契約者はこれを承諾するものとします。

別記4（第39条関係）委託放送事業者

株式会社スター・チャンネル

別記5（第15条関係）別に定める協力事業者

KDDI 株式会社

料金表

通則

（料金表の適用）

1. 放送サービスに関する料金の適用についてはこの料金表の規定によります。

（料金の変更）

2. 当社は放送サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には変更後の料金によります。

（消費税相当額の加算）

3. 約款の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額の合計に消費税額を加算した額とします。なお、実際のご請求金額と、この料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります。

（料金の臨時減免について）

4. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。当社は料金の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

項目	サービス名
	放送サービス
分類	デジタル放送サービス
料金	
1. 加入契約料	50,000 円（税込 55,000 円） ※注 12 加入契約料をお支払いいただくと、各コース利用料の A 加入料金が適用されます。

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

2. 利用料（月額）	
以下の基本番組利用料 1 のデジタルエコノミーコース HDD（J・集合加入）又はデジタルエコノミーコース HDD（A 加入）、基本番組利用料 2 のデジタルエコノミーコース（HD タイプ）（J・集合加入）、デジタルエコノミーコース（HD タイプ）（A 加入）又はデジタルエコノミーコース（SD タイプ）（J・集合加入）、デジタルエコノミーコース（SD タイプ）（A 加入）、基本番組利用料 3 のスマイル 65 のサービスは、当社が認める場合を除き、平成 25 年 12 月 27 日をもって、新規、変更、追加の申込み受付を終了するものとします。また、基本番組利用料 1、基本番組利用料 2、基本番組利用料 3、追加 STB の残り全てのサービスについても、当社が認める場合を除き、平成 27 年 4 月 15 日をもって、新規、変更、追加の申込み受付を終了するものとします。	
基本番組利用料 1 ※注 1	デジタルコース HDD 利用料（J・集合加入） 5,480 円（税込 6,028 円）録画機能付 STB 利用料（1 台分）の料金を含む
	デジタルコース HDD 利用料（A 加入） ※注 12 4,980 円（税込 5,478 円）録画機能付 STB 利用料（1 台分）の料金を含む
	デジタルエコノミーコース HDD 利用料（J・集合加入） 4,680 円（税込 5,148 円）録画機能付 STB 利用料（1 台分）の料金を含む
	デジタルエコノミーコース HDD 利用料（A 加入） ※注 12 4,180 円（税込 4,598 円）録画機能付 STB 利用料（1 台分）の料金を含む
基本番組利用料 2 ※注 1、※注 17	デジタルコース利用料（J・集合加入） 4,980 円（税込 5,478 円）STB 利用料（1 台分）の料金を含む
	デジタルコース利用料（A 加入） ※注 12 4,480 円（税込 4,928 円）STB 利用料（1 台分）の料金を含む
	デジタルエコノミーコース利用料（HD タイプ）（J・集合加入） 4,180 円（税込 4,598 円）STB 利用料（1 台分）の料金を含む
	デジタルエコノミーコース利用料（HD タイプ）（A 加入） ※注 12 3,680 円（税込 4,048 円）STB 利用料（1 台分）の料金を含む
	追加 STB 利用料 1（HD タイプ） 3,180 円（税込 3,498 円）STB 利用料（1 台分）の料金を含む
	デジタルエコノミーコース利用料（SD タイプ）（J・集合加入） ※注 2 3,980 円（税込 4,378 円）STB 利用料（1 台分）の料金を含む
	デジタルエコノミーコース利用料（SD タイプ）（A 加入） ※注 12 3,480 円（税込 3,828 円）STB 利用料（1 台分）の料金を含む
追加 STB ※注 17	追加 STB 利用料 1 3,000 円（税込 3,300 円）／STB 利用料 1 台毎
	1. 基本番組利用料 1 のデジタルコース HDD（J・集合加入）・デジタルコース HDD（A 加入）・デジタルエコノミーコース HDD（J・集合加入）・デジタルエコノミーコース HDD（A 加入）及び基本番組利用料 2 のデジタルコース（J・

	<p>集合加入)・デジタルコース (A 加入)・デジタルエコノミーコース (HD タイプ) (J・集合加入)・デジタルエコノミーコース (HD タイプ) (A 加入) 利用料に追加しお支払いいただきます。また、視聴いただける内容は 1 台目の契約に順じます。</p> <p>2. 基本番組利用料 1 のデジタルエコノミーコース HDD (J・集合加入)・デジタルエコノミーコース HDD (A 加入) 又は基本番組利用料 2 のデジタルエコノミーコース (HD タイプ) (J・集合加入)・デジタルエコノミーコース (HD タイプ) (A 加入) の契約者に対しては、平成 25 年 12 月 27 日をもって、追加 STB の新規、変更、追加の申込み受付を終了するものとします。</p> <p>追加 STB 利用料 2 2,800 円 (税込 3,080 円) /STB 利用料 1 台毎</p> <p>1. 基本番組利用料 2 のデジタルエコノミーコース (SD タイプ) (J・集合加入)・デジタルエコノミーコース (SD タイプ) (A 加入) 利用料に追加しお支払いいただきます。</p> <p>2. 基本番組利用料 2 のデジタルエコノミーコース (SD タイプ) (J・集合加入)・デジタルエコノミーコース (SD タイプ) (A 加入) の契約者に対しては、平成 25 年 12 月 27 日をもって、追加 STB の新規、変更、追加の申込み受付を終了するものとします。</p>
<p>基本番組利用料 3 ※注 1</p>	<p>スマイル 65 利用料 3,080 円 (税込 3,388 円) STB 利用料 (1 台分) の料金を含む</p> <p>もっととく得パック用デジタルコース (ブルーレイセット) 利用料 5,328 円 (税込 5,860 円) /録画機能・ブルーレイ付 STB 利用料 (1 台) の料金を含む (もっととく得パック:デジタルコース (ブルーレイセット) とスピードスター160、ケーブルプラス電話又は J:COM PHONE プラスの 3 サービスをパックで加入する場合に適用します)</p> <p>もっととく得パック用デジタルコース利用料 4,090 円 (税込 4,499 円) STB 利用料 (1 台分) の料金を含む (もっととく得パック:デジタルコースとスピードスター160、ケーブルプラス電話又は J:COM PHONE プラスの 3 サービスをパックで加入する場合に適用します)</p> <p>とく得パックミニ用デジタルコース利用料 3,830 円 (税込 4,213 円) STB 利用料 (1 台分) の料金を含む (とく得パックミニ:デジタルコースとケーブルプラス電話又は J:COM PHONE プラスの 2 サービスをパックで加入する場合に適用します)</p> <p>でじたる一む とく得パックミニ用デジタルコース利用料 3,830 円 (税込 4,213 円) STB 利用料 (1 台分) の料金を含む バルク契約物件 (PlanB ライト物件の契約者に限りお申込みいただけます) (とく得パックミニ:デジタルコースとケーブルプラス電話又は J:COM PHONE プラス (住宅用) の 2 サービスをパックで加入する場合に適用します)</p>

JCN テレビ加入契約約款 (旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア)

	<p>でじたる一む とく得パックミニ用デジタルコース利用料 3,330 円 (税込 3,663 円) STB 利用料 (1 台分) の料金を含む バルク契約物件 (PlanD 物件の契約者に限りお申込みいただけます) (とく得パックミニ:デジタルコースとケーブルプラス電話又は J:COM PHONE プラス (住宅用) の 2 サービスをパックで加入する場合に適用します)</p>
基本番組利用料 2 又は基本 番組利用料 3、追加 STB の録画機能付 STB 利用料 ※注 3、※注 17	<p>録りま専科利用料 1,000 円 (税込 1,100 円) /録画機能付 STB1 台毎 基本番組利用料 1 のデジタルコース HDD (J・集合加入)・デジタルコース HDD (A 加入)・デジタルエコノミーコース HDD (J・集合加入)・デジタルエコノ ミーコース HDD (A 加入) 利用料の追加 STB 及び基本番組利用料 2 のデジタル コース (J・集合加入)・デジタルコース (A 加入)・デジタルエコノミーコー ス (HD タイプ) (J・集合加入)・デジタルエコノミーコース (HD タイプ) (A 加入)、基本番組利用料 3 のスマイル 65 利用料に追加しお支払いいたしま す。</p>
	<p>録りま専科 DVD 利用料 1,500 円 (税込 1,650 円) /録画機能・DVD 付 STB1 台毎 基本番組利用料 1 のデジタルコース HDD (J・集合加入)・デジタルコース HDD (A 加入)・デジタルエコノミーコース HDD (J・集合加入)・デジタルエコノ ミーコース HDD (A 加入) 利用料の追加 STB 及び基本番組利用料 2 のデジタル コース (J・集合加入)・デジタルコース (A 加入)・デジタルエコノミーコー ス (HD タイプ) (J・集合加入)・デジタルエコノミーコース (HD タイプ) (A 加入)、基本番組利用料 3 のスマイル 65 利用料に追加しお支払いいたしま す。</p>
	<p>録りま専科ブルーレイ利用料 2,000 円 (税込 2,200 円) /録画機能・ブルーレイ付 STB1 台毎 基本番組利用料 1 のデジタルコース HDD (J・集合加入)・デジタルコース HDD (A 加入)・デジタルエコノミーコース HDD (J・集合加入)・デジタルエコノ ミーコース HDD (A 加入) 利用料の追加 STB 及び基本番組利用料 2 のデジタル コース (J・集合加入)・デジタルコース (A 加入)・デジタルエコノミーコー ス (HD タイプ) (J・集合加入)・デジタルエコノミーコース (HD タイプ) (A 加入)、基本番組利用料 3 のスマイル 65 利用料に追加しお支払いいたしま す。</p>
	<p>録りま専科 (最低期間 1 年) 利用料 680 円 (税込 748 円) /録画機能付 STB1 台毎 基本番組利用料 2 のデジタルコース (J・集合加入)・デジタルコース (A 加 入)・デジタルエコノミーコース (HD タイプ) (J・集合加入)・デジタルエコ ノミーコース (HD タイプ) (A 加入) 利用料に追加しお支払いいただきます。 ※注 4、※注 5</p>
上記以外の番組利用料	別に定める金額
有料番組利用料※注 6	
有料番組利用料は、別に定める有料番組規約と料金表によるものとします。	
第 26 条 (追加の簡易 ST	簡易 STB (HD タイプ) 利用料

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

Bの使用)に規定する機器等利用料	1,000円(税込1,100円) STB1台毎 ※注8 当社が認める場合を除き、平成27年4月15日をもって、新規、変更、追加の申込み受付を終了するものとします。
一時停止期間中の利用料	基本番組利用料1の場合 1,500円(税込1,650円) /録画機能付 STB1台毎
	基本番組利用料2の場合 1,000円(税込1,100円) /STB1台毎
	録りま専科が付加された場合 2,000円(税込2,200円) /録画機能付 STB1台毎
	録りま専科DVDが付加された場合 2,500円(税込2,750円) /録画機能・DVD付 STB1台毎
	録りま専科ブルーレイが付加された場合 3,000円(税込3,300円) /録画機能・ブルーレイ付 STB1台毎
	録りま専科(最低期間1年)が付加された場合 1,680円(税込1,848円) /録画機能付 STB1台毎
番組表料金	200円(税込220円) 番組表1冊毎
第7条(最低利用期間)に規定する解除料 ※削除済	—
	—
	—
第7条の2(定期契約期間)に規定する解除料	基本番組利用料3のスマイル65加入(戸建住宅又は共同住宅、集合住宅にお住まいの場合) 0円
	基本番組利用料3のもっととく得パック加入(戸建住宅又は共同住宅、集合住宅にお住まいの場合) 当社が別に定めるとく得パック用インターネット接続サービスに関する特約の解除料を適用します。
	基本番組利用料3のとく得パックミニ加入(戸建住宅にお住まいの場合) 1,000円(税込1,100円)
	基本番組利用料3のとく得パックミニ加入(共同住宅、集合住宅にお住まいの場合) 1,000円(税込1,100円)
	基本番組利用料3の、でじたる一む とく得パックミニ加入(PlanBライト物件、PlanD物件にお住まいの場合) 0円
3. 工事費	
3.1 新規・追加工事費	
引込・宅内工事費	実費 ※注9、※注10
3.2 コース変更に伴う工事費	
3.2 契約解除、解約に伴う工事費	

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

引込線撤去工事費	実費 ※注 9、※注 10		
その他の工事費	実費 ※注 10		
故障点検・補修費	実費 ※注 10		
4. 損害金			
第 8 条（解約）に規定する 損害金 ※注 11	500 円（不課税）／録画機能なし STB 1 台毎		
	500 円（不課税）／録画機能付 STB 1 台毎		
	6, 500 円（不課税）／録画機能・DVD 内蔵 STB 1 台毎		
	6, 500 円（不課税）／録画機能・ブルーレイ付 STB 1 台毎		
	1, 300 円（不課税）／各種 STB 専用リモコン 1 個毎		
5. 手続きに関する料金			
契約事務手数料	2, 800 円（税込 3, 080 円）		
サービス変更手数料	別に算定する実費相当額		
その他の手続きに関する手数料	別に算定する実費相当額		
取扱説明書再送手数料	別に算定する実費相当額		
B-CAS カード再発行費用	税込 2, 160 円		
C-CAS カード再発行手数料	1, 905 円（税込 2, 095 円）		
延滞手数料	600 円（税込 660 円）		
支払い証明書発行手数料及び コンビニエンスストア払 込票発行手数料	190 円（税込 209 円）／1 手続き毎		
6. 同時加入に伴う基本番組利用料の割引（月額）			
対象となるテレビコース	インターネットの同時加入コース	ケーブルプラス電話 又は J : COM PHONE プラスの同時加入	割引額(月額)
デジタル HDD	スピードスター160	なし	1, 000 円（税込 1, 100 円）
	スーパー		1, 000 円（税込 1, 100 円）
	プレミアム		1, 000 円（税込 1, 100 円）
	スタンダード		1, 000 円（税込 1, 100 円）
	スピードスター160	あり	1, 330 円（税込 1, 463 円）
	スーパー		1, 330 円（税込 1, 463 円）
	プレミアム		1, 330 円（税込 1, 463 円）
	スタンダード		1, 330 円（税込 1, 463 円）
	なし	あり	130 円（税込 143 円）
デジタルエコノミーHDD	スピードスター160	なし	1, 000 円（税込 1, 100 円）
	スーパー		1, 000 円（税込 1, 100 円）
	プレミアム		1, 000 円（税込 1, 100 円）
	スタンダード		1, 000 円（税込 1, 100 円）
	スピードスター160	あり	1, 330 円（税込 1, 463 円）

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

	スーパー		1,330 円（税込 1,463 円）
	プレミアム		1,330 円（税込 1,463 円）
	スタンダード		1,330 円（税込 1,463 円）
	なし		あり
デジタル	スピードスター160	なし	1,000 円（税込 1,100 円）
	スーパー		1,000 円（税込 1,100 円）
	プレミアム		1,000 円（税込 1,100 円）
	スタンダード		1,000 円（税込 1,100 円）
	スピードスター160	あり	1,330 円（税込 1,463 円）
	スーパー		1,330 円（税込 1,463 円）
	プレミアム		1,330 円（税込 1,463 円）
	スタンダード		1,330 円（税込 1,463 円）
なし	あり	130 円（税込 143 円）	
デジタルエコノミー	スピードスター160	なし	1,000 円（税込 1,100 円）
	スーパー		1,000 円（税込 1,100 円）
	プレミアム		1,000 円（税込 1,100 円）
	スタンダード		1,000 円（税込 1,100 円）
	スピードスター160	あり	1,330 円（税込 1,463 円）
	スーパー		1,330 円（税込 1,463 円）
	プレミアム		1,330 円（税込 1,463 円）
	スタンダード		1,330 円（税込 1,463 円）
なし	あり	130 円（税込 143 円）	
スマイル 65	スピードスター160	なし	1,300 円（税込 1,430 円）
	スーパー		1,300 円（税込 1,430 円）
	プレミアム		1,300 円（税込 1,430 円）
	スタンダード		1,300 円（税込 1,430 円）
	スピードスター160	あり	1,630 円（税込 1,793 円）
	スーパー		1,630 円（税込 1,793 円）
	プレミアム		1,630 円（税込 1,793 円）
	スタンダード		1,630 円（税込 1,793 円）
なし	あり	430 円（税込 473 円）	

注 1. 番組利用料には、日本放送協会（NHK）の受信料、株式会社 WOWOW、株式会社スター・チャンネルその他の視聴料は含まれておりません。

注 2. デジタルエコノミーコース（SD タイプ）は、集合住宅にお住まいの場合に限りお申込みいただけます。なお、平成 23 年 3 月 31 日で新規申込み受付を終了します。

注 3. 録画機能付 STB については、基本番組利用料 1 の追加 STB 又は基本番組利用料 2 で定めるデジタルコース、デジタルエコノミーコース（HD タイプ）、基本番組利用料 3 で定めるスマイル 65 にご加入の場合に限りご利用いただけます。

注 4. 録りま専科（最低期間 1 年）は平成 23 年 3 月 31 日で新規申込み受付を終了します。

注 5. 録りま専科から録りま専科（最低期間 1 年）へのコース変更の申し込みは月単位とし、翌月からサービスを提供いたします。

注 6. 有料番組は各サービスの基本番組をご利用いただく場合に限り、ご利用いただけます。

注 7. 削除

注 8. 追加の簡易 STB（HD タイプ）の利用については、基本番組利用料 1 及び基本番組利用料 2 で定めるデジタルコース、デジタルエコノミーコース（HD タイプ）、基本番組利用料 3 で定めるスマイル 65 にご加

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

入の場合に限りご利用いただけます。

注 9. 加入者または加入申込者が移転の際の申告により、別記に定める特定事業者および協力事業者からの紹介にて当社が提供するサービスに加入する場合、または当社が提供するサービスを解約する場合であって、解約と同時に特定事業者および協力事業者が提供するサービスの申込を行なう場合には、加入時または解約時における該当の工事費を無料にします。

注 10. 実費は、工事費並びに使用する機器の代金も含め、当社が別途見積もりいたします。

注 11. 機器等の紛失及び修理不能による場合にも適用します。

注 12. 加入契約料をお支払いいただく A 加入のコースは、平成 25 年 3 月 31 日で新規申込み受付を終了します。

附則

(1) 当社は、特に必要があるときには、約款に特約及び規約等を付することができます。

(2) 一括加入、臨時加入、業務用等については、別に定めます。

(3) この約款は、平成 21 年 4 月 1 日より施行します。

附則 平成 21 年 3 月 18 日改正

（経過措置）

平成 21 年 4 月 1 日より平成 22 年 3 月 31 日までに新たに VOD サービスのご利用を開始された契約者は、VOD サービスを開始した日の属する月から 2 ヶ月間基本番組利用料より VOD サービスで利用した利用料金（最大 500 円（税込み 525 円））を減額します。ただし、VOD サービスで利用された合計額が 500 円（税込み 525 円）に満たない場合は、当該合計額を減額することとします。

2 この改正により変更された有料番組の「フジテレビ NEXT」の取り扱いは以下の通りとします。

(1) 平成 21 年 3 月 30 日の時点でデジタルコースにご契約されていて、フジテレビ 721・739 へも契約されていたお客様は、フジテレビ 721・739 よりフジテレビ NEXT へ契約を自動的に変更するものとします。

(2) 平成 21 年 3 月 30 日の時点でデジタルエコノミーコースにご契約されていて、フジテレビ 721・739 へも契約されていたお客様は、フジテレビ 721・739 に相当するチャンネルのフジテレビ ONE・TWO を月額 1,000 円（税込 1,050 円）にて 6 月 30 日まで視聴できるものとします。あわせて、フジテレビ NXET を無料で 6 月 30 日まで視聴できるものとします。

3 平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 4 月 30 日までに「衛星劇場」を新たに契約された契約者は、4 月及び 5 月分の有料番組利用料を 477 円（税込み 500 円）とします。ただし、2 ヶ月間利用いただけない場合は、従前どおりとします。

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、従前どおりとします。

5 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、従前どおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 21 年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 平成 21 年 9 月 30 日の時点でデジタルコース、デジタルエコノミーコースの契約者は Mnet について無料で平成 21 年 10 月 31 日まで視聴できるものとします。

3 平成 21 年 10 月 1 日より平成 21 年 11 月 30 日までにデジタルコース、デジタルエコノミーコースの契約者が Mnet を新たに契約した場合、平成 21 年 11 月 30 日まで Mnet を無料で視聴できるものとします。

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

従前どおりとします。

5 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、従前どおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 22 年 1 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、従前どおりとします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、従前どおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 22 年 2 月 15 日から実施します。

（経過措置）

2 平成 22 年 2 月 15 日から平成 22 年 10 月 31 日までにアナログ放送サービスからデジタル放送サービスのデジタルコース及びデジタルエコノミーコースへ契約を変更された契約者は、基本番組利用料について、デジタルセットトップボックスを設置した日の属する翌月から 3 ヶ月間の利用料を据え置きで請求いたします。

3 前項において、アナログ放送サービスからデジタル放送サービスのデジタルコースへ変更を行った契約者は、据え置き期間終了後 3 ヶ月間はデジタルエコノミーコースへのコース変更をおこなえません。

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、従前どおりとします。

5 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、従前どおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、従前どおりとします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、従前どおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 22 年 8 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、従前どおりとします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、従前どおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 22 年 11 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、従前どおりとします。

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、従前どおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 平成 23 年 3 月 31 日時点で、録りま専科（最低期間 1 年）を契約している契約者で、かつ契約期間が 1 年を経過している契約者は、料金表で規定する基本番組利用料 1 に自動で移行となります。なお、録りま専科（最低期間 1 年）を 2 台以上契約している場合は、1 台目のみに適用します。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、従前どおりとします。

4 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、従前どおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 23 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、従前どおりとします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、従前どおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 23 年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 平成 23 年 10 月 1 日から平成 23 年 11 月 30 日までに基本番組料 1 のデジタルコース HDD 利用料（J・集合加入）又は基本番組料 2 のデジタルコース利用料（J・集合加入）を新たに契約した契約者は、本約款料金表にかかわらず、サービスを利用開始した日の属する月は無料とし、サービスを利用開始した日の属する月の翌月は、以下の表の料金を適用します。ただし、3 ヶ月以上利用いただけない場合は従前どおりとします。

サービス名	基本番組利用料（月額）
デジタル放送サービス	デジタルコース HDD 利用料（J・集合加入） 4,500 円（税込 4,725 円）STB 利用料（1 台分）の料金を含む

サービス名	基本番組利用料（月額）
デジタル放送サービス	デジタルコース利用料（J・集合加入） 4,000 円（税込 4,200 円）STB 利用料（1 台分）の料金を含む

3 平成 23 年 10 月 1 日から平成 23 年 11 月 30 日までに基本番組料 1 のデジタルコース HDD 利用料（A 加入）又は基本番組料 2 のデジタルコース利用料（A 加入）を新たに契約した契約者は、本約款料金表にかかわらず、サービスを利用開始した日の属する月は無料とし、サービスを利用開始した日の属する月の翌月は、以下の表の料金を適用します。ただし、3 ヶ月以上利用いただけない場合は従前どおりとします。

サービス名	基本番組利用料（月額）
デジタル放送サービス	デジタルコース HDD 利用料（A 加入） 4,000 円（税込 4,200 円）STB 利用料（1 台分）の料金を含む

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

	含む
--	----

サービス名	基本番組利用料（月額）
デジタル放送サービス	デジタルコース利用料（A加入） 3,500円（税込3,675円）STB利用料（1台分）の料金を含む

4 平成23年9月30日時点で、基本番組料1のデジタルエコノミーコースHDD利用料（J・集合加入）又は基本番組利用料2のデジタルエコノミーコース利用料（J・集合加入）を契約している契約者で、平成23年10月1日から平成23年11月30日までに基本番組料1のデジタルコースHDD（J・集合加入）又は基本番組利用料2のデジタルコース（J・集合加入）にコース変更した契約者は、本約款料金表にかかわらず、サービスを利用開始した日の属する月から起算して2ヶ月間、以下の表の料金を適用します。ただし、3ヶ月以上利用いただけない場合は従前どおりとします。

サービス名	基本番組利用料（月額）
デジタル放送サービス	デジタルコースHDD利用料（J・集合加入） 4,500円（税込4,860円）STB利用料（1台分）の料金を含む

※デジタルエコノミーコースHDD（J・集合加入）からデジタルコースHDD（J・集合加入）への変更を除くコース変更時には、本約款料金表の2.2コース変更に伴う工事費で規定する機器交換工事費が適用されません。

サービス名	基本番組利用料（月額）
デジタル放送サービス	デジタルコース利用料（J・集合加入） 4,000円（税込4,200円）STB利用料（1台分）の料金を含む

5 平成23年9月30日時点で、基本番組料1のデジタルエコノミーコースHDD利用料（A加入）又は基本番組利用料2（A加入）のデジタルエコノミーコース利用料（A加入）を契約している契約者で、平成23年10月1日から平成23年11月30日までに基本番組料1のデジタルコースHDD（A加入）又は基本番組利用料2のデジタルコース（A加入）にコース変更した契約者は、本約款料金表にかかわらず、サービスを利用開始した日の属する月から起算して2ヶ月間、以下の表の料金を適用します。ただし、3ヶ月以上利用いただけない場合は従前どおりとします。

サービス名	基本番組利用料（月額）
デジタル放送サービス	デジタルコースHDD利用料（A加入） 4,000円（税込4,200円）STB利用料（1台分）の料金を含む

※デジタルエコノミーコースHDD（A加入）からデジタルコースHDD（A加入）への変更を除くコース変更時には、本約款料金表の2.2コース変更に伴う工事費で規定する機器交換工事費が適用されます。

サービス名	基本番組利用料（月額）
デジタル放送サービス	デジタルコース利用料（A加入） 3,500円（税込3,675円）STB利用料（1台分）の料金を含む

※デジタルエコノミーコースHDD（A加入）からデジタルコースHDD（A加入）への変更を除くコース変更時には、本約款料金表の2.2コース変更に伴う工事費で規定する機器交換工事費が適用されます。

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、従前どおりとします。

5 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、従前どおりとします。

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

（実施時期）

この改正規定は、平成 23 年 11 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、従前どおりとします。
- 3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、従前どおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 24 年 1 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに「スター・チャンネル 1、スター・チャンネル 2、スター・チャンネル 3」を新たに契約し、サービスを利用開始した契約者は、サービスを利用開始した日の属する月から起算して 4 ヶ月間「スター・チャンネル 1、スター・チャンネル 2、スター・チャンネル 3」の利用料については、本約款料金表にかかわらず、次表を適用します。ただし、4 ヶ月以上ご利用いただけない場合は従前のおりとします。

有料番組利用料	料金（サービスを利用開始した日の属する月から起算して 4 ヶ月間の合計料金）
スター・チャンネル 1、スター・チャンネル 2、スター・チャンネル 3	2,000 円（税込 2,100 円）

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとします。
- 4 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 24 年 5 月 16 日から実施します。

（経過措置）

- 2 平成 24 年 5 月 16 日から平成 24 年 7 月 31 日までに基本番組利用料 1 又は基本番組利用料 2 の次表のコースを新たに契約した契約者で、サービスを受け始めた日の属する月の翌月を 1 と起算して 12 ヶ月間の継続契約に合意した契約者は、本約款料金表の規定にかかわらず、サービスを受け始めた日の属する月の翌月を 1 と起算して 12 ヶ月間、次表の料金を適用します。ただし、12 ヶ月以内に契約の解除があった場合は、第 7 条（最低利用期間）に規定する解除料に加え、契約の解除の日の属する月の翌月末までに一括で、解除料 10,000 円（税込 10,500 円）を支払っていただきます。
- 3 平成 24 年 5 月 16 日から平成 24 年 7 月 31 日までに基本番組利用料 1 又は基本番組利用料 2 の次表のコース及び番組表料金を新たに契約した契約者で、サービスを受け始めた日の属する月の翌月を 1 と起算して 12 ヶ月間の継続契約に合意した契約者は、この約款料金表の規定にかかわらず、サービスを受け始めた日の属する月の翌月を 1 と起算して 12 ヶ月間、番組表料金の支払いを要しません。

利用料（月額）	
基本番組利用料 1	デジタルコース HDD 利用料（J・集合加入） 4,800 円（税込 5,040 円）録画機能付 STB 利用料（1 台分） の料金を含む
	デジタルコース HDD 利用料（A 加入） 4,300 円（税込 4,515 円）録画機能付 STB 利用料（1 台分） の料金を含む
	デジタルエコノミーコース HDD 利用料（J・集合加入）

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

	4,000円（税込4,200円）録画機能付STB利用料（1台分）の料金を含む
	デジタルエコノミーコースHDD利用料（A加入） 3,500円（税込3,675円）録画機能付STB利用料（1台分）の料金を含む
基本番組利用料2	デジタルコース利用料（J・集合加入） 4,300円（税込4,515円）STB利用料（1台分）の料金を含む
	デジタルコース利用料（A加入） 3,800円（税込3,990円）STB利用料（1台分）の料金を含む
	デジタルエコノミーコース利用料（HDタイプ）（J・集合加入） 3,500円（税込3,675円）STB利用料（1台分）の料金を含む
	デジタルエコノミーコース利用料（HDタイプ）（A加入） 3,000円（税込3,150円）STB利用料（1台分）の料金を含む

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成24年7月1日から平成24年7月31日までに「J SPORTS 4 HD」を新たに契約し、サービスの利用を開始した契約者で、当社の指定する利用条件（2ヶ月以上の利用）に同意した契約者は、サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して2ヶ月間「J SPORTS 4 HD」の利用料については、本約款料金表にかかわらず、次表を適用します。ただし、2ヶ月以上ご利用いただけない場合は従前のおりとしします。

有料番組利用料	料金（サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して2ヶ月間の合計料金）
J SPORTS 4 HD	1,300円（税込1,365円）

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

（実施時期）

この改正規定は、平成 24 年 8 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 平成 24 年 8 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までに基本番組利用料 1 又は基本番組利用料 2 の次表のコースを新たに契約した契約者で、サービスを受け始めた日の属する月の翌月を 1 と起算して 12 ヶ月間の継続契約に合意した契約者は、本約款料金表の規定にかかわらず、サービスを受け始めた日の属する月の翌月を 1 と起算して 12 ヶ月間、次表の料金を適用します。ただし、12 ヶ月以内に契約の解除があった場合は、第 7 条（最低利用期間）に規定する解除料に加え、契約の解除の日の属する月の翌月末までに一括で、解除料 10,000 円（税込 10,500 円）を支払っていただきます。

3 平成 24 年 8 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までに基本番組利用料 1 又は基本番組利用料 2 の次表のコース及び番組表料金を新たに契約した契約者で、サービスを受け始めた日の属する月の翌月を 1 と起算して 12 ヶ月間の継続契約に合意した契約者は、この約款料金表の規定にかかわらず、サービスを受け始めた日の属する月の翌月を 1 と起算して 12 ヶ月間、番組表料金の支払いを要しません。

利用料（月額）	
基本番組利用料 1	デジタルコース HDD 利用料（J・集合加入） 4,800 円（税込 5,040 円）録画機能付 STB 利用料（1 台分）の料金を含む
	デジタルコース HDD 利用料（A 加入） 4,300 円（税込 4,515 円）録画機能付 STB 利用料（1 台分）の料金を含む
	デジタルエコノミーコース HDD 利用料（J・集合加入） 4,000 円（税込 4,200 円）録画機能付 STB 利用料（1 台分）の料金を含む
	デジタルエコノミーコース HDD 利用料（A 加入） 3,500 円（税込 3,675 円）録画機能付 STB 利用料（1 台分）の料金を含む
基本番組利用料 2	デジタルコース利用料（J・集合加入） 4,300 円（税込 4,515 円）STB 利用料（1 台分）の料金を含む
	デジタルコース利用料（A 加入） 3,800 円（税込 3,990 円）STB 利用料（1 台分）の料金を含む
	デジタルエコノミーコース利用料（HD タイプ）（J・集合加入） 3,500 円（税込 3,675 円）STB 利用料（1 台分）の料金を含む
	デジタルエコノミーコース利用料（HD タイプ）（A 加入） 3,000 円（税込 3,150 円）STB 利用料（1 台分）の料金を含む

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 24 年 9 月 1 日から実施します。

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

（経過措置）

2 有料番組の「東映チャンネル」、「衛星劇場」、「グリーンチャンネル1、グリーンチャンネル2」を新たに契約し、平成24年9月1日から平成24年9月30日までにサービスの利用を開始した契約者は、サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して2ヶ月間「東映チャンネル」、「衛星劇場」、「グリーンチャンネル1、グリーンチャンネル2」の利用料については、本約款料金表にかかわらず、次表を適用します。ただし、2ヶ月以上ご利用いただけない場合は従前のおりとしします。

有料番組利用料	料金（サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して2ヶ月間の合計料金）
東映チャンネル	1,500円（税込1,575円）
衛星劇場	1,500円（税込1,575円）
グリーンチャンネル1 グリーンチャンネル2	1,000円（税込1,100円）

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 平成24年10月1日から平成24年10月31日までに基本番組利用料1又は基本番組利用料2の次表のコースを新たに契約した契約者で、サービスを受け始めた日の属する月の翌月を1と起算して12ヶ月間の継続契約に合意した契約者は、本約款料金表の規定にかかわらず、サービスを受け始めた日の属する月の翌月を1と起算して12ヶ月間、次表の料金を適用します。ただし、12ヶ月以内に契約の解除があった場合は、第7条（最低利用期間）に規定する解除料に加え、契約の解除の日の属する月の翌月末までに一括で、解除料10,000円（税込10,500円）を支払っていただきます。

3 平成24年10月1日から平成24年10月31日までに基本番組利用料1又は基本番組利用料2の次表のコース及び番組表料金を新たに契約した契約者で、サービスを受け始めた日の属する月の翌月を1と起算して12ヶ月間の継続契約に合意した契約者は、この約款料金表の規定にかかわらず、サービスを受け始めた日の属する月の翌月を1と起算して12ヶ月間、番組表料金の支払いを要しません。

利用料（月額）	
基本番組利用料1	デジタルコース HDD 利用料（J・集合加入） 4,800円（税込5,040円）録画機能付 STB 利用料（1台分）の料金を含む
	デジタルコース HDD 利用料（A 加入） 4,300円（税込4,515円）録画機能付 STB 利用料（1台分）の料金を含む
	デジタルエコノミーコース HDD 利用料（J・集合加入） 4,000円（税込4,200円）録画機能付 STB 利用料（1台分）の料金を含む
	デジタルエコノミーコース HDD 利用料（A 加入） 3,500円（税込3,675円）録画機能付 STB 利用料（1台分）の料金を含む
	デジタルコース利用料（J・集合加入） 4,300円（税込4,515円）STB 利用料（1台分）の料金を含む

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

基本番組利用料 2	デジタルコース利用料（A 加入） 3,800 円（税込 3,990 円）STB 利用料（1 台分）の料金を含む
	デジタルエコノミーコース利用料（HD タイプ）（J・集合加入） 3,500 円（税込 3,675 円）STB 利用料（1 台分）の料金を含む
	デジタルエコノミーコース利用料（HD タイプ）（A 加入） 3,000 円（税込 3,150 円）STB 利用料（1 台分）の料金を含む

4 平成 24 年 10 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までに有料番組の「スター・チャンネル 1、スター・チャンネル 2、スター・チャンネル 3」を新たに契約し、平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までにサービスの利用を開始した契約者は、サービスの利用を開始した日の属する月を 1 と起算して 3 ヶ月間「スター・チャンネル 1、スター・チャンネル 2、スター・チャンネル 3」の利用料については、本約款料金表にかかわらず、次表を適用します。ただし、3 ヶ月以上ご利用いただけない場合は従前のおりとしします。

有料番組利用料	料金（サービスの利用を開始した日の属する月を 1 と起算して 3 ヶ月間の合計料金）
スター・チャンネル 1、スター・チャンネル 2、スター・チャンネル 3	2,000 円（税込 2,100 円）

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

6 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 24 年 11 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 平成 24 年 11 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までに基本番組利用料 1 又は基本番組利用料 2、基本番組利用料 3 の次表のコースを新たに契約した契約者で、サービスを受け始めた日の属する月の翌月を 1 と起算して 12 ヶ月間の継続契約に合意した契約者は、本約款料金表の規定にかかわらず、サービスを受け始めた日の属する月の翌月を 1 と起算して 12 ヶ月間、次表の料金を適用します。ただし、12 ヶ月以内に契約の解除があった場合は、第 7 条（最低利用期間）又は第 7 条の 2（定期契約期間）に規定する解除料に加え、契約の解除の日の属する月の翌月末までに一括で、解除料 10,000 円（税込 10,500 円）を支払っていただきます。

3 平成 24 年 11 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までに基本番組利用料 1 又は基本番組利用料 2、基本番組利用料 3 の次表のコース及び番組表料金を新たに契約した契約者で、サービスを受け始めた日の属する月の翌月を 1 と起算して 12 ヶ月間の継続契約に合意した契約者は、この約款料金表の規定にかかわらず、サービスを受け始めた日の属する月の翌月を 1 と起算して 12 ヶ月間、番組表料金の支払いを要しません。

利用料（月額）	
基本番組利用料 1	デジタルコース HDD 利用料（J・集合加入） 4,800 円（税込 5,040 円）録画機能付 STB 利用料（1 台分）の料金を含む
	デジタルコース HDD 利用料（A 加入） 4,300 円（税込 4,515 円）録画機能付 STB 利用料（1 台分）の料金を含む
	デジタルエコノミーコース HDD 利用料（J・集合加入）

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

	4,000円（税込4,200円）録画機能付STB利用料（1台分）の料金を含む
	デジタルエコノミーコースHDD利用料（A加入） 3,500円（税込3,675円）録画機能付STB利用料（1台分）の料金を含む
基本番組利用料2	デジタルコース利用料（J・集合加入） 4,300円（税込4,515円）STB利用料（1台分）の料金を含む
	デジタルコース利用料（A加入） 3,800円（税込3,990円）STB利用料（1台分）の料金を含む
	デジタルエコノミーコース利用料（HDタイプ）（J・集合加入） 3,500円（税込3,675円）STB利用料（1台分）の料金を含む
	デジタルエコノミーコース利用料（HDタイプ）（A加入） 3,000円（税込3,150円）STB利用料（1台分）の料金を含む
基本番組利用料3	スマイル65利用料 2,400円（税込2,520円）STB利用料（1台分）の料金を含む

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成24年12月31日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成25年1月20日から実施します。

（経過措置）

2 有料番組の「衛星劇場」、「東映チャンネル」を新たに契約した上で、平成25年2月1日から平成25年2月28日の間にサービスの利用を開始し、当社の指定する利用条件（2ヶ月以上の利用）に同意した契約者は、サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して2ヶ月間「衛星劇場」、「東映チャンネル」の利用料については、本約款料金表にかかわらず、次表を適用します。ただし、2ヶ月以上ご利用いただけない場合は従前のおりとしします。

有料番組利用料	料金（サービスの利用を開始した日の属する月を1と起算して2ヶ月間の合計料金）
衛星劇場	1,500円（税込1,575円）/台
東映チャンネル	1,500円（税込1,575円）/台

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

3 有料番組の「ゴールデンアダルトセット」、「ちえりーぼーいセット」を新たに契約した上で、平成 25 年 2 月 1 日から平成 25 年 2 月 28 日の間にサービスの利用を開始し、当社の指定する利用条件（3 ヶ月以上の利用）に同意した契約者は、サービスの利用を開始した日の属する月を 1 と起算して 3 ヶ月間「ゴールデンアダルトセット」、「ちえりーぼーいセット」の利用料については、本約款料金表にかかわらず、次表を適用します。ただし、3 ヶ月以上ご利用いただけない場合は従前のおりとしします。

有料番組利用料	料金（サービスの利用を開始した日の属する月を 1 と起算して 3 ヶ月間の合計料金）
ゴールデンアダルトセット	3, 000 円（税込 3, 150 円）/台
ちえりーぼーいセット	3, 000 円（税込 3, 150 円）/台

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

5 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 25 年 3 月 7 日から実施します。

（経過措置）

2 当社は、平成 25 年 3 月 8 日付で、本約款に「有料番組サービスの料金に関する規約」を付するものとします。

3 平成 25 年 3 月 7 日時点で有料番組利用料を契約している契約者は、平成 25 年 3 月 8 日に本約款に付する「有料番組サービスの料金に関する規約」も含めて同意するものとします。また、当社は同意した契約者に対し引き続き有料番組サービスを提供するものとします。

4 当社は、本約款の附則に記した有料番組利用料に関する内容を、「有料番組サービスの料金に関する規約」により、有料番組利用料を契約した契約者に対し提供するものとします。

5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

6 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 25 年 3 月 31 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 25 年 5 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

この改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 平成 25 年 10 月 1 日から平成 25 年 12 月 25 日までに録りま専科ブルーレイを新たに契約した契約者が、契約した日の属する月の翌月末日までに STB 設置工事が完了した場合は、STB 設置工事が完了した日の属する月を 1 と起算して 3 ヶ月間の録りま専科ブルーレイ利用料の支払いを要しません。また、録りま専科ブルーレイの設置に伴う工事費を 3, 500 円（税込 3, 675 円）とします。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 25 年 12 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 25 年 12 月 27 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 26 年 2 月 13 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 本約款料金表に定める基本番組利用料等及び附則に記した基本番組利用料等の支払いに要する消費税相当額（附則に記した消費税相当額は、改正日における税率で表記するものとしします）については、平成 26 年 3 月 31 日までは税率 5% を加算した額とし、平成 26 年 4 月 1 日からは税率 8% を加算した額にて計算するものとしします。なお、実際の請求金額と、本約款料金表及び附則に規定する税込の料金額と合計の料金額が異なる場合があります。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

（経過措置 1）

この「TV 2 ヶ月無料キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、平成 26 年 7 月 31 日までに、当社が定める本約款のデジタルコース HDD 利用料（J・集合加入）、デジタルコース利用料（J・集合加入）及び「とく得パック用インターネット接続サービスに関する特約」に申し込まれ、平成 26 年 8 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月を 1 と起算して、本約款に定めるデジタルコース HDD 利用料（J・集合加入）、デジタルコース利用料（J・集合加入）の基本番組利用料を加入月に加え 2 ヶ月間無料にします。

2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす契約者に限り本キャンペーンを適用します。

- (1) 当社ホームページ等による本キャンペーンの確認をした旨の申告があること
- (2) 本約款に定める基本サービスについて、申し込みの時点でその提供を受けていないこと
- (3) 平成 26 年 8 月 31 日までに本キャンペーンにかかわるサービスの提供が開始されていること

3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。

- (1) 前項に定める条件を満たさないことが判明した場合
- (2) 第 1 項に定める定期契約が解除となった場合

4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額基本番組利用料を支払っていただきます。

（経過措置 2）

この「スタート割キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、平成 26 年 7 月 31 日までに、当社が定める本約款のデジタルコース HDD 利用料（J・集合加入）、デジタルコース利用料（J・集合加入）及び「とく得パック用インターネット接続サービスに関する特約」に申し込まれ、平成 26 年 8 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して下記に定める期間、月額利用料を下表の通りとします。ただし、加入月は日割りにて割引を行いません。

本キャンペーンの対象サービス（新規契約）	本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して、12 ヶ月までの基本利用料（月額）
デジタルコース HDD 利用料（J・集合加入）	3,395 円（税込 3,666 円）
本キャンペーンの対象サービス（変更契約）	本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して、12 ヶ月までの基本利用料（月額）
デジタルコース HDD 利用料（J・集合加入）	4,348 円（税込 4,695 円）
本キャンペーンの対象サービス（新規契約）	本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して、12 ヶ月までの基本利用料（月額）
デジタルコース利用料（J・集合加入）	2,895 円（税込 3,126 円）
本キャンペーンの対象サービス（変更契約）	本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を 1 と起算して、12 ヶ月までの基本利用料（月額）

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

デジタルコース利用料（J・集合加入）	3,848 円（税込 4,155 円）
--------------------	---------------------

- 2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす契約者に限り本キャンペーンを適用します。
- (1) 当社ホームページ等による本キャンペーンの確認をした旨の申告があること
 - (2) 本約款の定める放送サービスおよび当社が別に定めるサービスについて、本規定の申し込みの時点でその提供を受けていないこと
 - (3) 平成 26 年 8 月 31 日までに本キャンペーンにかかわるサービスの適用が開始されていること
- 3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。
- (1) 前項に定める条件を満たさないことが判明した場合
 - (2) 第 1 項に定める定期契約が解除となった場合
- 4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（経過措置 3）

この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおとりとします。

- 2 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおとりとします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置 1）

この「TV 2 ヶ月無料キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、平成 26 年 7 月 31 日までに、当社が定める本約款の「もっととく得パック用デジタルコース利用料」及び「とく得パック用インターネット接続サービスに関する特約」に申し込まれ、平成 26 年 8 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の属する暦月を 1 と起算して、本約款に定める「もっととく得パック用デジタルコース利用料」の基本番組利用料を加入月に加え 2 ヶ月間無料にします。

- 2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす契約者に限り本キャンペーンを適用します。
- (1) 当社ホームページ等による本キャンペーンの確認をした旨の申告があること
 - (2) 本約款に定める基本サービスについて、申し込みの時点でその提供を受けていないこと
 - (3) 平成 26 年 8 月 31 日までに本キャンペーンにかかわるサービスの提供が開始されていること
- 3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。
- (1) 前項に定める条件を満たさないことが判明した場合
 - (2) 第 1 項に定める定期契約が解除となった場合
- 4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額基本番組利用料を支払っていただきます。

（経過措置 2）

この「スタート割キャンペーン」（以下、「本キャンペーン」といいます。）は、平成 26 年 7 月 31 日までに、当社が定める本約款の「もっととく得パック用デジタルコース利用料」及び「とく得パック用インターネット接続サービスに関する特約」に申し込まれ、平成 26 年 8 月 31 日までに対象サービスの提供を開始した場合に限り、本約款の規定にかかわらず、本サービスの提供が開始された日の

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

属する暦月の翌月を1と起算して下記に定める期間、月額利用料を下表の通りとします。ただし、加入月は日割りにて割引を行いません。

本キャンペーンの対象サービス（新規契約）	本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を1と起算して、12ヶ月までの基本利用料（月額）
もっととく得パック用デジタルコース利用料	3,005円（税込3,245円）
本キャンペーンの対象サービス（新規契約）	本サービスの提供が開始された日の属する暦月の翌月を1と起算して、6ヶ月までの基本利用料（月額）
とく得パックミニ用デジタルコース利用料	1,745円（税込1,884円）

- 2 当社は前項について、以下の条件をすべて満たす契約者に限り本キャンペーンを適用します。
 - (1) 当社ホームページ等による本キャンペーンの確認をした旨の申告があること
 - (2) 本約款の定める放送サービスおよび当社が別に定めるサービスについて、本規定の申し込みの時点でその提供を受けていないこと
 - (3) 平成26年8月31日までに本キャンペーンにかかわるサービスの適用が開始されていること
- 3 当社は、以下の場合に本規定の適用を終了します。
 - (1) 前項に定める条件を満たさないことが判明した場合
 - (2) 第1項に定める定期契約が解除となった場合
- 4 本キャンペーンの適用終了後は、本約款の規定に定める通りの月額利用料を支払っていただきます。

（経過措置3）

この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

- 2 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成26年9月4日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成26年12月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成27年1月1日から実施します。

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

（経過措置）

2 当社は、平成 27 年 1 月 1 日より次表の第 1 種定期契約及び第 2 種定期契約のサービスプランの提供を開始するものとします。

第 1 種定期契約【熊本セレクトプラン（1 年契約）】									
区 分	内 容								
(1) 定義等	ア 第 1 種定期契約とは、当社が本定期契約のために定める放送サービスと、次表に定めるサービスの契約を締結している加入申込者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が申込を承諾した次表に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日の属する暦月の初日から起算して 1 年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>他に契約しているサービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コースⅠ</td> <td>当社が別に定める JCN インターネット加入契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（スピードスター160、スーパー、プレミアムコースに限ります。（以下本規定において同じとします。））および J:COM PHONE プラスサービス契約約款（以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。）に規定する住宅用 J:COM PHONE プラスサービス又は KDDI 株式会社が定めるケーブルプラス電話サービス（以下「電話サービス」といいます。）</td> </tr> <tr> <td>コースⅡ</td> <td>「NET 約款」に規定するインターネット接続サービス（スピードスター160、スーパー、プレミアムコースに限ります。）</td> </tr> <tr> <td>コースⅢ</td> <td>電話サービス</td> </tr> </tbody> </table>	区分	他に契約しているサービス	コースⅠ	当社が別に定める JCN インターネット加入契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（スピードスター160、スーパー、プレミアムコースに限ります。（以下本規定において同じとします。））および J:COM PHONE プラスサービス契約約款（以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。）に規定する住宅用 J:COM PHONE プラスサービス又は KDDI 株式会社が定めるケーブルプラス電話サービス（以下「電話サービス」といいます。）	コースⅡ	「NET 約款」に規定するインターネット接続サービス（スピードスター160、スーパー、プレミアムコースに限ります。）	コースⅢ	電話サービス
	区分	他に契約しているサービス							
	コースⅠ	当社が別に定める JCN インターネット加入契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネット接続サービス（スピードスター160、スーパー、プレミアムコースに限ります。（以下本規定において同じとします。））および J:COM PHONE プラスサービス契約約款（以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。）に規定する住宅用 J:COM PHONE プラスサービス又は KDDI 株式会社が定めるケーブルプラス電話サービス（以下「電話サービス」といいます。）							
コースⅡ	「NET 約款」に規定するインターネット接続サービス（スピードスター160、スーパー、プレミアムコースに限ります。）								
コースⅢ	電話サービス								
<p>なお、この本定期契約は特定のチャンネルと併せて、当社が別に定めるチャンネルパック（当社が指定するものに限ります。以下同じとします。）の提供を受けることが条件となります。チャンネルパックの区分は次表の通り。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>ジャンル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>【映画・ドキュメンタリー】</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>【ドラマ】</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>【アニメ・音楽】</td> </tr> </tbody> </table>	区分	ジャンル	A	【映画・ドキュメンタリー】	B	【ドラマ】	C	【アニメ・音楽】	
区分	ジャンル								
A	【映画・ドキュメンタリー】								
B	【ドラマ】								
C	【アニメ・音楽】								
イ 当社は、第 1 種定期契約の設置先が集合住宅契約の締結を行なっている世帯となる場合に限り第 1 種定期契約を締結します。									
ウ 当社は第 5 条第 7 項の規定による場合、第 1 種定期契約の申込を承諾しないことがあります。									
(2) 基本番組利用料等の取扱い	ア 当社は、第 1 種定期契約を締結した場合、月額基本料を下記の通りとします。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本料（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コースⅠ</td> <td>2, 138 円（税込 2, 309 円）</td> </tr> <tr> <td>コースⅡ</td> <td>2, 138 円（税込 2, 309 円）</td> </tr> <tr> <td>コースⅢ</td> <td>1, 508 円（税込 1, 628 円）</td> </tr> </tbody> </table>	基本料（月額）		コースⅠ	2, 138 円（税込 2, 309 円）	コースⅡ	2, 138 円（税込 2, 309 円）	コースⅢ	1, 508 円（税込 1, 628 円）
	基本料（月額）								
	コースⅠ	2, 138 円（税込 2, 309 円）							
コースⅡ	2, 138 円（税込 2, 309 円）								
コースⅢ	1, 508 円（税込 1, 628 円）								
イ 第 1 種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。									

(3) 第1種定期契約の更新および解除	<p>ア 当社は、第1種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に第1種定期契約を更新します。</p> <p>ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、加入者より第1種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。</p> <p>イ 当社は、次の場合には、第1種定期契約の解除を行ないません。</p> <p>(1) 契約者が、放送サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合</p> <p>(2) 契約者が電話サービスの一時中断を行なう場合</p> <p>(3) 契約者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合</p> <p>(4) 契約者が放送サービスの一時停止を行なう場合</p> <p>(5) 当社が放送サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合</p> <p>(6) 当社が放送サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合</p> <p>(7) 契約者がインターネット接続サービスについて、NET 約款に定める他のインターネット接続サービスへの品目変更を行う場合</p> <p>(8) 契約者が放送サービスについて、他の放送サービスへの変更を行う場合</p> <p>ウ 契約者は、第1種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第1種定期契約の解除を行なう場合、次表に定める第1種定期契約に係る解除料の支払を要します。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>解除料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コースⅠ</td> <td>4,000円（税込 4,400円）</td> </tr> <tr> <td>コースⅡ</td> <td>4,000円（税込 4,400円）</td> </tr> <tr> <td>コースⅢ</td> <td>1,000円（税込 1,100円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 当社は第1種定期契約の適用を受ける加入者には、第7条（最低利用期間）は適用しません。</p> <p>オ 契約者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第1種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。</p> <p>(1) 契約者が、転居により放送サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者が提供するサービスの申込を行なう場合</p> <p>(2) 契約者の設置先住所の集合住宅が当社が別に定めるでじたる一む等のインターネットまたは放送サービス対応物件となる場合</p> <p>カ 契約者は、定期契約期間内においても、(1)アに定めるジャンルは、料金表の定めによらず、1,000円（税込 1,080円）で変更できます。</p>	区分	解除料	コースⅠ	4,000円（税込 4,400円）	コースⅡ	4,000円（税込 4,400円）	コースⅢ	1,000円（税込 1,100円）
区分	解除料								
コースⅠ	4,000円（税込 4,400円）								
コースⅡ	4,000円（税込 4,400円）								
コースⅢ	1,000円（税込 1,100円）								

第2種定期契約【熊本セレクトプラン（2年契約）】

区 分	内 容				
(1) 定義等	<p>ア 第2種定期契約とは、当社が本定期契約のために定める放送サービスと、次表に定めるサービスの契約を締結している加入申込者から申込があり、当社が承諾した場合、当社が申込を承諾した次表に定めるコース毎のサービスの全ての提供を開始した日の属する暦月の初日から起算して2年が経過することとなる暦月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となる契約のことをいいます。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>他に契約しているサービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コースⅠ</td> <td>当社が別に定める JCN インターネット加入契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネッ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	他に契約しているサービス	コースⅠ	当社が別に定める JCN インターネット加入契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネッ
区分	他に契約しているサービス				
コースⅠ	当社が別に定める JCN インターネット加入契約約款（以下「NET 約款」といいます。）に規定するインターネッ				

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="448 127 679 432"></td> <td data-bbox="679 127 1399 432">ト接続サービス (スピードスター160、スーパー、プレミアムコースに限ります。(以下本規定において同じとします。)) および J:COM PHONE プラスサービス契約約款 (以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。) に規定する住宅用 J:COM PHONE プラスサービス又は KDDI 株式会社が定めるケーブルプラス電話サービス (以下「電話サービス」といいます。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 432 679 562">コースⅡ</td> <td data-bbox="679 432 1399 562">「NET 約款」に規定するインターネット接続サービス (スピードスター160、スーパー、プレミアムコースに限ります。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 562 679 618">コースⅢ</td> <td data-bbox="679 562 1399 618">電話サービス</td> </tr> </table> <p data-bbox="411 618 1437 741">なお、この本定期契約は特定のチャンネルと併せて、当社が別に定めるチャンネルパック (当社が指定するものに限ります。以下同じとします。) の提供を受けることが条件となります。チャンネルパックの区分は次表の通り。</p> <table border="1" data-bbox="448 741 1399 925"> <tr> <td data-bbox="448 741 679 790">区分</td> <td data-bbox="679 741 1399 790">ジャンル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 790 679 840">A</td> <td data-bbox="679 790 1399 840">【映画・ドキュメンタリー】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 840 679 889">B</td> <td data-bbox="679 840 1399 889">【ドラマ】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 889 679 925">C</td> <td data-bbox="679 889 1399 925">【アニメ・音楽】</td> </tr> </table> <p data-bbox="376 925 1437 1010">イ 当社は、第 2 種定期契約の設置先が第 1 種定期契約 (1) イに規定する世帯以外の世帯となる場合に限り第 2 種定期契約を締結します。</p> <p data-bbox="376 1010 1437 1099">ウ 当社は第 5 条第 7 項の規定による場合、第 2 種定期契約の申込を承諾しないことがあります。</p>		ト接続サービス (スピードスター160、スーパー、プレミアムコースに限ります。(以下本規定において同じとします。)) および J:COM PHONE プラスサービス契約約款 (以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。) に規定する住宅用 J:COM PHONE プラスサービス又は KDDI 株式会社が定めるケーブルプラス電話サービス (以下「電話サービス」といいます。)	コースⅡ	「NET 約款」に規定するインターネット接続サービス (スピードスター160、スーパー、プレミアムコースに限ります。)	コースⅢ	電話サービス	区分	ジャンル	A	【映画・ドキュメンタリー】	B	【ドラマ】	C	【アニメ・音楽】
	ト接続サービス (スピードスター160、スーパー、プレミアムコースに限ります。(以下本規定において同じとします。)) および J:COM PHONE プラスサービス契約約款 (以下「J:COM PHONE プラスサービス約款」といいます。) に規定する住宅用 J:COM PHONE プラスサービス又は KDDI 株式会社が定めるケーブルプラス電話サービス (以下「電話サービス」といいます。)														
コースⅡ	「NET 約款」に規定するインターネット接続サービス (スピードスター160、スーパー、プレミアムコースに限ります。)														
コースⅢ	電話サービス														
区分	ジャンル														
A	【映画・ドキュメンタリー】														
B	【ドラマ】														
C	【アニメ・音楽】														
(2) 基本番組利用料等の取扱い	<p data-bbox="376 1099 1406 1137">ア 当社は、第 2 種定期契約を締結した場合、月額基本料を下記の通りとします。</p> <table border="1" data-bbox="448 1137 1399 1319"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="448 1137 1399 1187">基本料 (月額)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1187 679 1236">コースⅠ</td> <td data-bbox="679 1187 1399 1236">2, 138 円 (税込 2, 309 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1236 679 1285">コースⅡ</td> <td data-bbox="679 1236 1399 1285">2, 138 円 (税込 3, 309 円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1285 679 1319">コースⅢ</td> <td data-bbox="679 1285 1399 1319">1, 508 円 (税込 1, 628 円)</td> </tr> </table> <p data-bbox="376 1319 1437 1406">イ 第 2 種定期契約の解除があったときは、その契約解除日までアに規定する料金額を適用します。</p>	基本料 (月額)		コースⅠ	2, 138 円 (税込 2, 309 円)	コースⅡ	2, 138 円 (税込 3, 309 円)	コースⅢ	1, 508 円 (税込 1, 628 円)						
基本料 (月額)															
コースⅠ	2, 138 円 (税込 2, 309 円)														
コースⅡ	2, 138 円 (税込 3, 309 円)														
コースⅢ	1, 508 円 (税込 1, 628 円)														
(3) 第 2 種定期契約の更新および解除	<p data-bbox="376 1406 1437 1491">ア 当社は、第 2 種定期契約が満了した場合は、満了日の翌日 (以下「更新日」といいます。) に第 2 種定期契約を更新します。</p> <p data-bbox="376 1491 1437 1576">ただし、満了日の属する暦月および更新日の属する暦月内に、契約者より第 2 種定期契約の解除の申し出がある場合は、この限りではありません。</p> <p data-bbox="376 1576 1437 1615">イ 当社は、次の場合には、第 2 種定期契約の解除を行ないます。</p> <ol data-bbox="395 1615 1437 2132" style="list-style-type: none"> (1) 契約者が、放送サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解約を行なう場合 (2) 契約者が電話サービスの一時中断を行なう場合 (3) 契約者がインターネット接続サービスの利用の休止を行なう場合 (4) 契約者が放送サービスの一時停止を行なう場合 (5) 当社が放送サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の解除を行なう場合 (6) 当社が放送サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスのうちいずれかまたは全部の利用の停止を行なう場合 (7) 契約者がインターネット接続サービスについて、NET 約款に定める他のインターネット接続サービスへの品目変更を行う場合 (8) 契約者が放送サービスについて、他の放送サービスへの変更を行う場合 														

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

ウ 契約者は、第2種定期契約の満了日の属する暦月および更新日の属する暦月以外の日に第2種定期契約の解除を行なう場合、次表に定める第2種定期契約に係る解除料の支払を要します。	
区分	解除料
コースⅠ	4,000円（税込4,000円）
コースⅡ	4,000円（税込4,000円）
コースⅢ	1,000円（税込1,100円）
エ 当社は第2種定期契約の適用を受ける契約者には、第7条（最低利用期間）は適用しません。	
オ 加入者は、ウの規定にかかわらず、次の場合には、第2種定期契約に係る解除料の支払いを要しません。	
(1) 契約者が、転居により放送サービス、電話サービスおよびインターネット接続サービスの解約を行なう場合であって、解約と同時に当社または別記に定める特定事業者が提供するサービスの申込を行なう場合	
カ 契約者は、定期契約期間内においても、(1)アに定めるジャンルは、料金表の定めによらず、1,000円（税込1,080円）で変更できます。	

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 当社は、本約款の「第9章 付帯サービス」の1つとして、当社が別に定めるJ:COMオンデマンドサービス利用規約等によりJ:COMオンデマンドサービスを提供いたします。なお、契約者はJ:COMオンデマンドサービスを利用する場合は、当社が別に定める規約等に同意のうえ、利用するものとしします。ただし、地域事情、建物（配線）、STB（双方向サービスの提供が可能なSTB）等の状況により利用できない場合があります。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成27年12月1日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、

JCN テレビ加入契約約款（旧 株式会社ジェイコム九州 熊本エリア）

なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附則

（実施時期）

この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった基本番組利用料その他債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

（実施時期）

この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

（実施時期）

この改正規定は、平成 30 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 31 年 1 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2019 年 6 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2019 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2019 年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額（地方消費税を含む）は、本約款に定めるとおりとしします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のおりとしします。

（実施期日）

この改正規定は、2020 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2021 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2021 年 10 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2025 年 7 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、2026 年 4 月 1 日から実施します。

（ジェイコム各社の組織再編に伴う債権債務の承継について）

株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社の 9 社は、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を 2026 年 4 月 1 日付で実施します。（以下、「組織再編」といいます）

また、存続会社である株式会社ジェイコム東京は、2026 年 4 月 1 日付で JCOM マーケティング株式会社に商号変更します。

この組織再編に伴い、消滅会社となるジェイコム各社が有する一切の債権および債務は、2026 年 4 月 1 日をもって JCOM マーケティング株式会社が承継します。当該債権の請求その他の取扱いについては、本約款の定めに従うものとしします。